

保管依頼書

年 月 日

富士宮市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

私は、下記の買受公売財産について、買受代金納付後、引き渡しを受けるまで保管を依頼します。

なお、引き渡しを受ける前に買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、富士宮市が一切責任を負わないことに同意します。

記

売却区分番号

<注意>

- 1 「富士宮市インターネット公売ガイドライン」及び「落札後の注意事項」をよくお読みいただき手続きしてください。
- 2 買受代金納付後に保管費用が必要となる場合、その費用は買受人の負担となりますので御了承ください。
- 3 保管できる期間は、買受代金納付期限から1ヶ月です。

保管依頼書

平成 27 年 10 月 1 日

富士宮市長 あて

住所（所在地）

静岡県富士宮市弓沢町150番地

氏名（名称）

富士宮 太郎



電話番号

0544-22-1111

私は、下記の買受公売財産について、買受代金納付後、引き渡しを受けるまで保管を依頼します。

なお、引き渡しを受ける前に買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、富士宮市が一切責任を負わないことに同意します。

記

売却区分番号

H270901

〇〇〇〇社製腕時計

<注意>

- 「富士宮市インターネット公売ガイドライン」及び「落札後の注意事項」をよくお読みいただき手続きしてください。
- 買受代金納付後に保管費用が必要となる場合、その費用は買受人の負担となりますので御了承ください。
- 保管できる期間は、買受代金納付期限から1ヶ月です。